


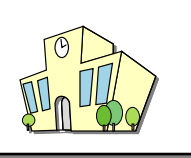




4 耐震化を促進するための施策

■耐震化を促進するための施策

建築物所有者に対する意識啓発、知識の普及、情報提供等を行い、民間建築物の耐震化の促進を図ります。

耐震化を促進するための施策

- | | |
|--|---|
| <p>(1) 耐震診断等の促進を図るための支援策の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震診断及び耐震改修に関する助成制度 耐震化による税の優遇措置 耐震診断及び耐震改修における融資制度等 |  |
| <p>(2) 重点的に耐震化を促進すべき区域の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> 駅周辺及び緊急輸送道路沿道の区域 住宅等の密集した区域 沿岸一帯の区域 |  |
| <p>(3) 地震発生時に通行を確保すべき道路</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路（国道128号、勝浦布施大原線・夷隅御宿線） 避難方向の確保 |  |
| <p>(4) 優先的に耐震化を促進すべき建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震改修促進法第14条に係る建築物のうち、耐震基準を満たしていない建築物 緊急輸送道路沿道の建築物 |  |
| <p>(5) 地震時の建築物の安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> エレベーターの閉じ込め対策 ブロック塀の倒壊対策 各種落下物対策 |  |
| <p>(6) 啓発及び知識の普及に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震ハザードマップの作成・公表 相談体制の整備及び情報提供の充実 パンフレットの配布等 リフォームにあわせた耐震改修の誘導 家具の転倒防止策の推進 自治会等との連携 |  |

■町有建築物の耐震化の基本方針

次の事項等を勘案し、町有建築物の耐震化を計画的かつ効率的に進めていきます。

- 町有建築物の耐震化の基本方針
 - 建築物の用途及び規模
 - 耐震改修促進法第14条に係る建築物
 - 御宿町地域防災計画における位置づけ
 - 災害時の避難所や拠点となる建築物
 - 耐震改修促進法に基づく安全性の評価
 - 耐震診断の結果に基づく安全性の評価
- その他の町有建築物

<発行・問い合わせ先>

平成30年 御宿町建設環境課
 〒299-5192 御宿町須賀1522
 TEL: 0470-68-2511 (代) 68-6694 (直) FAX: 0470-68-7183
 御宿町ホームページ: <http://www.town.onjuku.chiba.jp/>



御宿町耐震改修促進計画

平成22年3月策定(平成30年3月改定)

<概要版>

御宿町では、建築物の耐震化を促進し、地震災害から町民の生命及び財産を保護することを目的として、平成22年に「御宿町耐震改修促進計画」を策定しましたが、建築物の耐震化の目標や耐震化を促進するための施策等の見直しを行い、平成32年度(2020年度)までの計画として改定いたしました。



1 計画の背景

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、6千人もの尊い命が奪われました。また、地震による死者の約9割が住宅・建築物等の倒壊によるものでした。

近年では、東日本大震災(平成23年3月)、熊本地震(平成28年4月)などの地震による大規模災害が頻発しています。



我が町においても、**甚大な被害をもたらす大地震**がいつ起こってもおかしくない状況にあります。

地震による被害を最小限に止めるためには、建築物の所有者が**耐震性を把握し、耐震化を進めること**が重要です。

平成32年までに建築物の耐震化率を**95%**にすることが目標として定められました。

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成25年)
 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の一部改正(平成25年)

「千葉県耐震改修促進計画」の改定(平成29年)

御宿町耐震改修促進計画の改定

2 計画の概要

■目的

耐震改修促進法に基づき、本町における建築物の耐震化を促進し、地震災害から町民の生命及び財産を保護することを目的として策定します。

■計画の位置づけ

国が定める「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」及び県が定める「千葉県耐震改修促進計画」との整合を図るとともに、「御宿町総合計画」、「御宿町地域防災計画」、及び「御宿町都市マスタープラン」を踏まえ策定します。

■計画の期間

本計画の期間は、千葉県計画との整合性を図るため、平成 32 年度（2020 年度）までとします。

■対象区域及び対象建築物

本計画の対象区域は、御宿町全域とします。また、対象とする建築物は、以下に示すもののうち、昭和 56 年以前に建築された建築物とします。

種類	内容
(1)住宅	戸建住宅、集合住宅（アパート、マンション）
(2)耐震改修促進法第 14 条に係る建築物(民間)	①ホテル、旅館、物販店、事務所、賃貸共同住宅など 多数の者が利用する一定規模以上の建築物（第 14 条第 1 号）
	②ガソリンスタンド 一定数量以上の危険物を扱う建築物（第 14 条第 2 号）
	③緊急輸送道路沿道における高さが概ね 6m を超える建築物 地震時に通行を確保すべき道路（※）を閉塞させる恐れのある建築物（第 14 条第 3 号）
(3)耐震改修促進法第 14 条に係る建築物(町有)	公民館、学校、保育所など、町が所有する建築物

（※）地震時に通行を確保すべき道路（緊急輸送道路）とは、地震発生時における緊急車両の通行や、物資の輸送を確保するための道路です。御宿町では、国道 128 号が一次路線に、また、勝浦布施大原線（県道 174 号線）及び夷隅御宿線（県道 176 号線）が二次路線として指定されています。

＜参考＞想定される地震の規模と被害

千葉県が実施した「地震被害想定調査」では、近い将来大きな影響があると考えられる 3 つの地震を想定しており、最も大きい被害の場合には、全壊建物棟数が 205 棟、半壊建物棟数が 825 棟と想定されています。

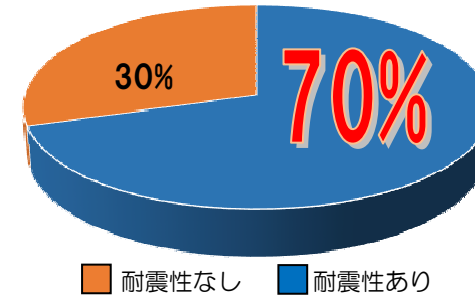
想定地震名	マグニチュード	震源の深さ	地震のタイプ
①東京湾北部地震	7.3	27.8km	プレート境界
②千葉県東方沖地震	6.8	43.0km	プレート内部
③三浦半島断層群による地震	6.9	14.4km	活断層

出典：御宿町地域防災計画（平成 25 年）

3 耐震化の現状と目標

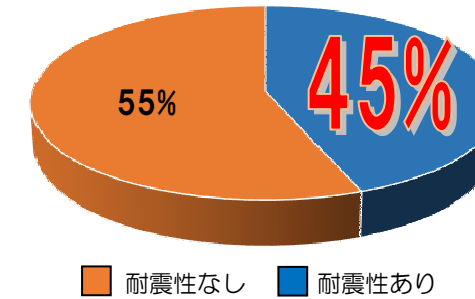
※平成 29 年 8 月現在

(1) 住宅の耐震化の現状



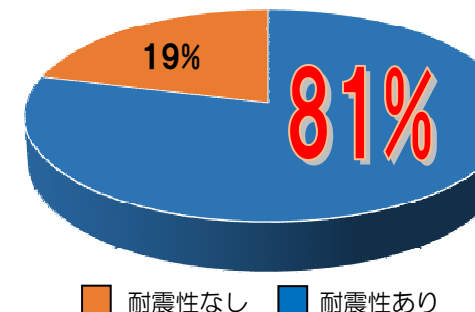
住宅総数 6,353 戸のうち耐震性を有していると推定される建築物は 4,427 戸あり、耐震化率は **70%** となります。
目標を達成するには、平成 32 年度（2020 年度）までに 1,442 戸について施策等により耐震化を図る必要があります。

(2) 耐震改修促進法第 14 条に係る建築物（民間）の耐震化の現状



耐震改修促進法第 14 条に係る建築物（民間）総数 58 棟のうち、耐震性を有していると推定される建築物は 26 棟あり、耐震化率は **45%** となります。

(3) 町有建築物の耐震化の現状



町有建築物総数 67 棟のうち、耐震性を有している建築物の総数は 54 棟あり、耐震化率は **81%** となります。
また、区分別の耐震化率をみると、町有の住宅では 79%、町有の耐震改修促進法第 14 条に係る建築物では 92% となっています。

※町保有の町有建築物データ、及び固定資産税家屋課税台帳データを基に集計を行っています。

住宅、耐震改修促進法第 14 条に係る建築物、町有建築物の耐震化率を、平成 32 年度（2020 年度）までに

95%

とすることを目標とします。

耐震化率とは？

建築物の総数のうち、耐震性を有している建築物の占める割合のことをいいます。耐震性を有している建築物とは、①建築基準法が改正された昭和 56 年 6 月以降に建築されたもの、及び②耐震改修済みの建築物のことを指します。

